

○財務省告示第五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六の二四の項に係る物品について、平成三十年度における輸入数量が輸入基準数量を、当該輸入数量から同年度における経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量（経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）を控除した輸入数量が協定対象外輸入基準数量を、それぞれ超えることとなつたので、同法第七条の三第八項の規定に基づき、特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成三十一年二月二十八日

平成三十一年三月一日

財務大臣 麻生 太郎